平成２６年（フ）第４４６号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川２丁目１番38―302号　アルテハイム遠賀302号
債務者　伊藤兼太郎
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１９３号
静岡市駿河区広野６丁目20番27―Ｄ４号、旧住所静岡市駿河区高松１丁目23番１―303号
債務者　山下　信義
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　善弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３２号
仙台市青葉区小松島４丁目９番10号　千秋荘11
債務者　日下　美加
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　　梢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
宮崎市宮崎駅東３丁目12番地７　サーパス青葉町703号
債務者　安部　清明
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８９号
鹿児島県鹿児島市上之園町32番地23コーポ大和102号
債務者　荒巻　高公
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６３号
熊本県荒尾市大正町１丁目１番２号
債務者　北村　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第７７５号
堺市堺区南旅篭町西３丁２番28号
債務者　大久保商店こと　大久保重弘
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７３６号
札幌市西区発寒12条３丁目12番13号
債務者　蓑輪　祐二（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木場　知則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８３号
札幌市中央区北２条西24丁目１番21―108号
債務者　荒井　征子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３２号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目５番７号第１グリーンハイツ３号
債務者　中川　勝博
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二村　沙絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６２号
札幌市清田区北野３条５丁目７番８号
債務者　澤井　好希
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　紘生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３９号
愛知県岡崎市竜美南４丁目１番地６　サンシティ内藤Ｃ―201
債務者　倉橋　浩嗣
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
大分県国東市国東町鶴川338番地
債務者　地里　降助
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺﨑　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３６５号
宮城県岩沼市押分字須加原132―２　岩沼処理区ＪＶ二ノ倉寮、住民票上の住所宮城県遠田郡涌谷町字北田165番地12
債務者　荒井　亨仁
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２８号
仙台市宮城野区幸町２丁目４番５号　コーポ寿美203
債務者　阿部恵美子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２１号
宮城県亘理郡亘理町字舘南40番地２　シャトウアベ５
債務者　菅野　徳子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５４３号
宮城県塩竈市北浜４丁目18番11号　プチハウスさとみ101号
債務者　新妻はるみ
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係